

農地法等に係る各種申請許可等概要

No.1

名 称	概 要	添 付 書 類
農地法第3条 に係る許可申請 (町許可)	農地について、耕作目的で所有権を移転、又は使用貸借権、賃貸借権を設定移転する場合。 (農地を農地として権利移動する場合) ※所有地等で耕作放棄地がある方は、権利設定が難しくなります。 ※農業委員会総会後許可します。	1. 位置図(案内図)…通作経路の図示 2. 公図写(注) 3. 土地登記簿謄本 4. 住民票謄本(※1) 5. 現況写真 ※所有者以外に耕作者がいる場合 6. 耕作者承諾書 ※譲受人が新たに耕作を始める又は譲受人が町外に居住の場合 7. 耕作管理計画書 その他参考となる書類 (提出部数:正1通・返送用 申請者分)
農地法第4条 に係る許可申請 (県進達・・・県許可)	農地の所有者が自らその農地を農地以外のものに転用する場合。 ※一般住宅建設の場合、 申請面積 500㎡以下 で、 建築面積が申請面積の22%以上 が基準面積となっています。 ※農業委員会総会後、約1月かかります。	1. 位置図(案内図) 2. 公図写(注) 3. 土地登記簿謄本 4. 計画平面図・断面図・建築図面等 (排水系統の図示) 5. 住民票謄本(※1) ※共同住宅・建売住宅・別荘・工場・倉庫建築の場合。 6. 資力証明書(残高証明等) その他参考となる書類
農地法第5条 に係る許可申請 (県進達・・・県許可)	農地の所有者から農地を買受け、借受け、又は使用収益権の移転を受けて農地以外のものに転用する場合。 ※一般住宅建設の場合、 申請面積 500㎡以下 で、 建築面積が申請面積の22%以上 が基準面積となっています。 ※農業委員会総会後、約1月かかります。	6. 資力証明書(残高証明等) その他参考となる書類
農地法第4条・ 第5条の規定による 許可後の計画変更 (県進達・・・県許可)	農地法第4条・第5条の申請に係る転用計画を許可後において変更しようとする場合。 ※計画変更は、原則1回までしか認められません。 ※農業委員会総会後、約1月かかります。	(提出部数:正副各1通・返送用 申請者分)
農地造成届出書 (町受付)	田及び畑に盛土して農地を造成する場合。 ※工事等による残土処分を行う場合は、農地法第5条の一時転用の申請をお願いします。 ※造成後農地としての利用が認められない場合は農地法第4条に係る許可申請をしていただく場合があります。 ※県盛土条例に該当する場合、当届出時に盛土条例許可済又は許可見込みであることが条件です。	1. 位置図(案内図) 2. 公図写(注) 3. 土地登記簿謄本 4. 計画平面図・断面図(2方向を図示) 5. 現況写真 その他参考となる書類 (提出部数:正副各1通)
非農地証明申請 (町証明)	農地法の許可を受けずに転用された農地の地目を変更する場合。(①植林後10年以上経過し、外観上山林と認められるもの②建築物(仮設は除く)設置後10年以上経過しているもの③日常生活上不可欠な道路として10年以上利用されている。④自然災害により農地の復元が困難な土地⑤耕作放棄により森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地) ※農業委員会総会後許可します。上記以外は非農地証明することはできません。	1. 位置図(案内図) 2. 公図写(注) 3. 土地登記簿謄本 4. 現況写真(2部) 5. 住民票謄本(※1) その他参考となる書類 (提出部数:正副各1通)

(※1) 譲受人(申請者)が町外在住の場合及び、譲渡人(申請者)の住所が土地登記簿謄本の住所と異なる場合。
(注) 公図写には申請・隣接地の地番・地目・面積・所有者を記入して下さい。

農地法等に係る各種申請許可等概要

No.2

名 称	概 要	添 付 書 類
農地転用許可後の 工事進捗状況報告	農地転用許可後の工事進捗状況及び完了の報告を行う。 ※許可日から3ヶ月後・その後1年毎及び工事終了時	1. 配置図 2. 現況写真 3. その他参考となる書類
農地転用事業完了後の 事業実施状況報告	建築物等の設置がない転用（資材置場、駐車場等）について、上記の農地転用工事完了報告後、事業実施状況の報告を行う。 ※工事完了報告から3年間、6ヶ月毎に報告	1. 配置図 2. 現況写真 3. その他参考となる書類
農地転用事実 確認願	農地法第4条又は第5条の許可を受けた事業を実施した場合の転用事実確認願。 ※確認書交付により地目変更（田・畑→宅地等）ができます。	1. 案内図 2. 現況写真 3. その他参考となる書類
農地造成完了 報告書	農地造成後の完了報告。 ※完了報告のない造成地の施工業者による新規の届出は受け付けません。	1. 案内図 2. 現況写真 3. その他参考となる資料
農振農用地除外申請 （農用地利用計画変更事前審査調書） （県進達・・・県同意）	農業振興地域農用地区域内農用地を除外して、農地以外の用途に転用しようとする場合の申請。（随時変更） ※審査調書様式は用意しています。 ※除外する場合は、町の農用地利用計画を変更する必要があるため、許可が下りるのは、申請から最低でも半年以上1年近くかかります。 ※除外しようとする場合は、 確実に実施する転用事業計画 を立ててください。 ※確実な計画であっても、申請地の状況が除外基準に合わない場合は、許可になりません。 ※住宅建築の場合は、農地法第4条又は第5条の面積要件と同じです。 ※除外許可後直ちに農地法第4条又は第5条の申請を行ってください。	1. 補足資料：所有地一覧表 2. 位置図（案内図） 3. 公図写 4. 計画土地利用現況図（1/2, 500） 5. 計画土地利用状況図（1/2, 500～1/5, 000程度） 6. 事業計画書 7. 計画平面図・断面図・建築図面等（排水系統の図示） 8. 土地登記簿謄本 ※共同住宅・建売住宅・別荘・工場・倉庫建築の場合。 9. 資力証明書（残高証明等） その他参考となる資料

（※1）譲受人（申請者）が町外在住の場合及び、譲渡人（申請者）の住所が土地登記簿謄本の住所と異なる場合。
（注）公図写には申請・隣接地の地番・地目・面積・所有者を記入して下さい。